



社会福祉法人 十神

令和6年度（2024年度）やすぎこども園 重要事項説明書

幼児教育・保育の利用開始にあたり、本重要事項の説明を行います。同意いただける方は【別紙1】「契約書（同意書）」を2部記名作成して1部当園へご提出ください。もう1部は各自保管ください。

目次

1. 施設の概要	p.2
(1) 運営主体（事業者概要）	(5) 利用定員
(2) 法人理念と提供する教育・保育の内容	(6) 職員について
(3) 施設の概要	(7) クラス編成
(4) 敷地および園舎	
2. 教育・保育を提供する日・時間 利用料	p.3
(1) 利用区分別 教育・保育を提供する日及び時間	
(2) 利用区分別 教育・保育の利用料及び支払い方法	
3. 安全	p.5
4. 保護者会活動及び保護者会費	p.6
5. その他	p.6

1. 施設の概要

(1) 運営主体（事業者概要）

事業者の名称	社会福祉法人 十神
事業者の所在地	島根県安来市安来町1 1 3 4 番地 1
事業者の連絡先	(電話番号) 0854-22-2496
代表者氏名	理事長 原田 章弘

(2) 法人理念と提供する教育・保育の内容

法人理念	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の児童福祉の推進に努める ・明日を担う乳幼児の健全育成に努める ・職員の資質向上及び専門性の向上に努める
<p>当園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）その他関係法令等を遵守し、認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する</p> <p>(1) 特定教育・保育において教育・保育を提供</p> <p>(2) 食事の提供</p> <p>(3) その他教育・保育に係る行事等</p> <p>(4) 延長保育の実施</p>	

(3) 施設の概要

種 別	保育所型認定こども園
名 称	認定こども園 やすぎこども園
所 在 地	島根県安来市安来町1134番地1
連 絡 先	(電話番号) 0854-22-2496 (FAX 番号) 0854-22-2099
施設長氏名	園長 福島 朗博
開設年月日	平成13年4月1日

(4) 敷地及び園舎

敷 地	敷地全体	935.65㎡
	屋外遊技場	190.01㎡
園 舎	構造	鉄骨造2階建
	延べ	539.25㎡

(5) 利用定員

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	5 人			5 人
2号	—	—	—	10人	21 人		31人
3号	9人	10人	10人	—	—	—	29人
合計	9人	10人	10人	36 人			65人

(6) 職員について

職 種	員数	常勤	非常勤	職務の内容
園 長	1人	1人	—	業務・職員管理・統括
副 園 長	1人	1人	—	園長の補佐的役割
主幹保育教諭	2人	2人	—	保護者支援・保育教諭及び保育士の統括
保育教諭・保育士	14人	14人	—	教育・保育
栄 養 士	1人	1人	—	献立作成・栄養管理
調 理 員	3人	1人	2人	調理全般
事 務 員	2人	1人	1人	

(7) クラス編成

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	2・3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	ひかり組	ほし組	にじ組	つき組	そら組	

2. 教育・保育を提供する日・時間 利用料

○利用定員

65名 生後57日～就学前までの乳幼児（1号認定5名含む）

満3歳以上の児童	36人
満1歳以上満3歳未満の児童	20人
満1歳未満の児童	9人

○利用時間・利用料

（1）利用区分別 教育・保育を提供する日及び時間

	1号認定【教育標準時間認定】	2・3号認定【保育認定】	
教育・保育の提供日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日	
教育・保育を提供する時間	8：30～14：00 〈預かり保育〉 ・月～金 14：00～16：30 ・長期休業日 8：30～16：30 〈延長保育〉 ・月～金 16：30～19：00	保育標準時間認定児 8：30～18：00 〈延長保育〉 7：00～ 8：30 18：00～19：00	保育短時間認定児 8：30～16：30 〈延長保育〉 7：00～8：30 16：30～19：00
教育・保育を提供しない日	土曜日・日曜日・国民の祝日 夏季休業（8月11日～8月20日） 冬季休業（12月29日～1月5日） 春季休業（3月29日～3月31日）	日曜日 国民の祝日 ※年3回希望保育があります。 〔お盆・年末年始・年度末〕 お仕事の都合で家庭での保育が困難な方は、保育させていただきます。 <u>申込期限を守ってお申込みください。</u>	
その他	・預かり保育を希望された場合、上記お休業日も教育・保育を提供します。料金等詳細は次項をご覧ください。		

*1・2・3号などの支給認定は安来市より支給認定証が発行されます。

- ・乳幼児期の心の安定は家庭でのかかわりが一番大切だと考えられています。
16：30～18：00の間で、ご都合のつく日は、お早目にお迎えになり、お子さんとふれあう大切な時間にしてください。
- ・病気・その他欠席、遅刻をされる場合は、9：30までにパピーナまたは電話等で連絡ください。
9：30を過ぎて連絡がない場合には、園児の安否確認のために園から連絡をさせていただきます。
- ・延長保育が急に必要となった場合は、必ず連絡ください。
- ・平常とは異なる送迎時間や送迎者の場合は、事前に連絡をください。（子どもの安全のために）

※何らかの事情により教育・保育を提供することができない場合は、事前にお知らせいたします。

(2) 利用区分別 教育・保育の利用料及び支払い方法

○保育料及びその他の費用

保育料・・・月の利用に伴い、月額利用者負担額（保育料）を負担いただきます。

利用者負担額は、世帯の市民税により安来市が決定いたします。

その他の費用・・・給食費、預かり保育利用料、延長保育利用料、保護者会費、保護者の給食の試食費、保育用品等

○支払方法

原則、山陰合同銀行での口座振替となります。通帳の記帳をもって領収書とします。

※難しい方は、個別に対応しますので事務までご相談ください。

○ご請求金額

A【固定の利用料】 + B【変動のある利用料】 + 手数料55円 となります

※手数料は、ご負担いただきますので、ご了承ください。

※毎月中旬に、明細書を保護者アプリにて発行いたしますので、ご確認をお願いいたします。

A 【固定の利用料】

※振替日・・・当月の月末日（利用料の合算したもの）

	1号認定児	2号認定児	3号認定児
保育料【全園児】 ※半年に一度見直しあり	市が定めた保育料 ※令和元年10月より3歳以上児の保育料が無償化されました	市が定めた保育料	市が定めた保育料
給食費【全園児】	主食費 0円 副食費 5,200円 安来市よりR6の主食費は金芽米の支給、副食費は300円の補助があります	主食費 0円 副食費 5,200円 安来市よりR6の主食費は金芽米の支給、副食費は300円の補助があります	—
	給食費については主食費が金芽米支給により無償化の対象になります（R6）		
預かり保育利用料 【希望者のみ】	月額6,000円 ※平常教育時間後の14:00~16:30に加え、長期休業日の一日保育も含まれます	—	—
延長保育利用料 月単位（登録型） 【希望者のみ】	—	〈保育標準時間〉 18:00~18:30（30分） 2.500円 / 月 18:00~19:00（1時間） 4.000円 / 月	
保護者会費※	お子様一人あたり 毎月800円程度		

※保護者会費につきまして、本書類6P「4.保護者会活動及び保護者会費」に保護者会活動と合わせてご案内を載せていますので、ご確認ください。

B 【変動のある利用料】

※締切日・・・月末日締め ⇒振替日・・・翌月月末日

延長保育 利用料 日単位 （緊急型） 【利用者のみ】	認定児	1号認定児 【預かり保育利用の方】	2・3号認定児 【保育標準時間】	2・3号認定児 【保育短時間】
	時間	16:30~19:00	18:00~19:00	7:00~8:30 16:30~19:00
利用料	200円 / 30分	200円 / 30分 400円 / 1時間	200円 / 30分	
保育用品費	1.000円~4.000円 程度 / 年額			

3. 安 全

- ・災害・避難訓練等は非常時に備えて毎月行います。(火事・地震・豪雨・原子力災害・不審者対応等)
- ・お子さんの送迎は、保護者の方で行い、受け渡しは園内で、必ず保護者と職員で行ってください。ご家族以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にお知らせください。
- ・お迎えの際は、きょうだいがおられる場合は、安全のため年齢が小さいお子さんからお迎えください。

お迎え後、園庭で遊ばれる際は、カバン等保護者の方がお持ちになり、保護者の管理の元で遊ばせてください。(遊具にカバン等のひもがひっかかる等、重大事故の発生があります)

- ・通用門のカギは、子どもの命を守るため、二重になっています。出入りの際は、保護者の方が責任をもって開閉してください。他の保護者の方と一緒に立った時は、声をかけあって、必ず鍵をかけてください。

- ・自動車で送迎される場合は、園駐車場(第1P・第2P)をご利用ください。⇒安全と環境汚染防止のためにアイドリングストップにご協力ください。

※送り迎えをされる保護者の方(ご祖父母も)が把握できるように提示等にご活用ください。



○緊急時の対応

- ・お預かりしているお子さんに怪我や病状急変などの緊急事態が発生した場合には、「家庭状況及び健康状況調査書」に記入された緊急連絡先及び指定された医療機関等に速やかに連絡を行います。
- ・保護者アプリ「パピーナ」を導入しています。緊急時や必要なお知らせ等にメール配信しますので、登録をお願いします。お知らせの緊急性や重要度により、受信の確認や回答を求めるメールには、必ずご返信ください。保育料等の請求もメールで個別に行います。
- *一斉メールの運用事例内容として ⇒ ▶災害発生時の緊急連絡事項 ▶不審者の情報 ▶感染症の発生時 ▶行事の有無や連絡 ▶その他お知らせ などがあります。
- *緊急連絡先やメールアドレスの変更の際はお知らせください。

《 災害時避難場所 》

〈やすぎこども園 避難場所〉

万が一に備え、当園の避難場所を図示しますので、場所の確認をあらかじめお願いします。

- 第一避難場所
やすぎこども園第1駐車場
- 第二避難場所
安来教会
- 第三避難場所
安来中央交流センター

※万が一の場合は、緊急連絡(一斉送信)にてお知らせいたします。



4. 保護者会活動及び保護者会費

活動 (1) やすぎこども園に在籍する園児の保護者で組織し、こども園の運営を援けて園児の健全な保護育成を図ることを目的とする。

(2) こども園の行事に積極的に参加し、協力援助する。

会費 (1) 適応負担の主旨に添い予算編成し、保護者会総会において承認された後、行事、保健衛生、環境整備、保育材料など保育上必要な経費に使います。

(2) お子さま一人あたり、**毎月 800 円** 程度、月末日に**口座振替**にて、他の利用料と合算してお支払いいただきます。

5. その他

《 アレルギー除去食について 》

アレルギー除去食が必要なお子さんには、個々のアレルギーに合わせて責任もって対応します。そのためには医師による『食物アレルギー指示書』（診断書）を提出いただき、対応の確認をさせていただきます。またアレルギーの診断内容が変更になった場合には同様に早急にお知らせください。

《 「登降園管理システム」について 》

当園は、登降園の明確化のために、「登降園管理システム」を導入しており、登降園の確認をタブレットとカードあるいはアプリによる打刻で行っております。これにより、登降園の時間が自動で記録され、登降園の確認がスムーズになります。また、延長保育の有無が明確になります。朝夕の忙しい時間帯にお手数かけますが、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。（延長保育になる時間帯の前は、カード使用等による込み合いが予想されますので、ご注意ください。）ご家庭内で、当園に送迎に来てくださるご家族の方にも、お知らせして周知のほどお願いします。

《 緊急連絡先について 》

『家庭状況及び健康状況調査書』について

携帯電話または必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。

【世帯情報に変更があったら】

携帯番号、保護者の勤務状態、住所などの変更があった場合は速やかにお知らせください。また世帯員に増減があった場合にもお知らせください。保育料の算定にも関わりますのでお子さまに関わることは速やかにお知らせください。

○変更手続きについて

変更内容によって提出書類や方法が異なりますので、その都度保育教諭または事務員までお知らせください。

【勤務先が変わったら】

新しい勤務先の詳細をお知らせください。「2・3号認定」お子さまの保護者は市役所に変更を知らせる必要があります。所定の用紙をお渡しいたしますので、ご提出ください。なお「1号認定」お子さまの保護者については、就労は不問です。

月の就労時間により保育が必要となる程度に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の区分の見直しがあり、同時に延長保育時間も変わります。認定の見直しにより、さかのぼって月初めから延長保育料が発生して請求されることもあります。制度上ご了承ください。

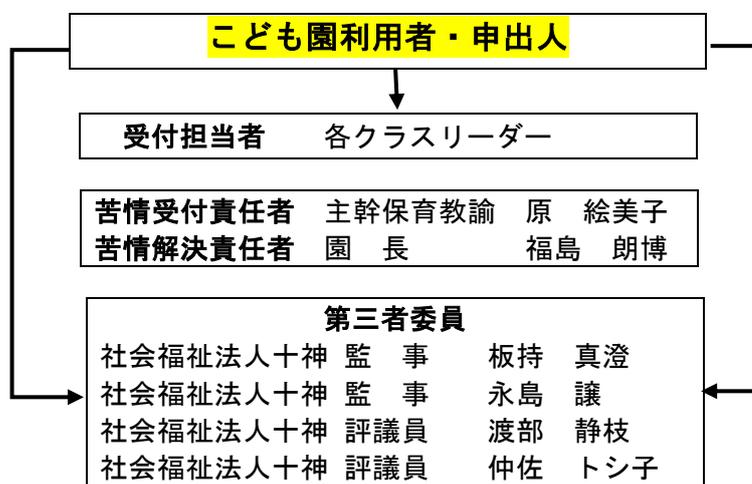
【利用認定の変更をしたい】

3歳児以上のお子さまで、「1号認定」から「2号認定」、または「2号認定」から「1号認定」へと変更したい場合には当園まで遠慮なくご相談ください。

《 苦情処理委員会 》

～苦情は園への贈り物～

子どもを教育・保育していただいているから 『言えない』ではなく、大切な子どもを託しているからこそ、どうぞご遠慮なくお伝えください。共に解決をしていきましょう。



島根県運営適正化委員会
(いきいきプラザ島根2階)
TEL 0852-32-5913
松江市東津田町 1741-3

玄関奥の棚に、保護者会役員提案による『みなさんのこえ』も設置しています。ご意見や行事等の感想をお寄せください！



《 退園する場合及び利用契約の終了 》

家庭の都合で退園される場合は、原則として1か月前には園に申し出てください。

また、次の事由が生じた場合は、教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校に就学したとき
- ・子ども・子育て支援法第24条第1項に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・当園に支払うべき教育・保育サービスにかかわる利用料金を3か月以上滞納し、期限を定め再三催告したにもかかわらず支払わないとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

《 個人情報保護方針について 》

当園の在園児や卒園児・職員・その他・利害関係者の個人情報について、個人情報保護に関する法令を厳守し、当園での個人情報保護方針を定め、これを実行しております。

⇒園外広報における個人情報の取り扱いについて、【別紙2】「個人情報についての承諾書」の提出をお願いします。(【別紙1】「利用契約書(同意書)」と同じ用紙です。そのまま提出ください)

《 虐待防止のための措置について 》

当園では、園長を責任者として園児の人権の擁護及び虐待の防止を図ります。また、職員に対して、虐待防止のための研修を行っております。